令和6年度 国営施設応急対策事業角田地区

江尻排水機場環境調査業務 特別仕様書

東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 令和6年度 国営施設応急対策事業角田地区江尻排水機場環境調査業務の実施にあたっては、 農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)によるほか、 同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 本業務は、国営施設応急対策事業角田地区に基づく江尻排水機場改修にあたり、必要となる環境調査(魚類調査、鳥類調査、水質調査、アスベスト気中濃度測定調査)を実施するものである。

(場所)

第1-3条 業務場所は、宮城県角田市江尻字巻向地内であり、別紙-1に示すとおりである。

(土地の立ち入り等)

第1-4条 作業実施のための土地立ち入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合の補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

- 第1-5条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。
 - (1) 受注者は、作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
 - (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員に資料の提出を求められた時は、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条

1. 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

| 資格 | 技術部門 | 選択科目 |
|----------------------------------|------------------|--|
| | 総合技術監理 | 農業 - 農業土木、農村環境、農業農村工学、農村地域・資源計画 建設 - 建設環境 環境 - 環境影響評価、自然環境保全、環境保全計画、環境測定 |
| 技術士 農業 農業土木、農村環境、農業農村工学、農村地域・資源計 | | |
| | 建設 | 建設環境 |
| | 環境 | 環境影響評価、自然環境保全、環境保全計画、環境測定 |
| 博士 | 農学 工学 自然科学 | |
| シビルコンサルティングマネージャ | 農業土木 建設環境 | |

2. 別紙-2に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(担当技術者)

第1-7条 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

- 第1-8条 共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技 術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。
 - (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に、配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において業務組織計画を変更する際も同様とする。
 - (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービス (AGRIS) への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-9条 受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示 しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提 示しなければならない。

第2章 作業条件

(参考図書)

第2-1条 本業務作業の参考とする図書は共通仕様書第2-1条によるほか、次表によるものとする。

| 名称 | 制定(改訂)年月 | 備考 |
|--------------------------------------|---|------------------------|
| 環境との調和に配慮した事業実施のための調 査計画・設計の技術指針 | 平成 27 年 5 月 | 農林水産省 HP に掲載 |
| 環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き(1~3編) | 第1編 平成14年3月 第2編 平成15年4月 第3編 平成16年5月 | 農林水産省 HP に掲載 |
| 河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル(河 川版) | 平成 28 年 1 月 | 国土交通省管理·国土保全局 河川環境課 |
| アスベストモニタリングマニュアル(第 4.2 版) | 令和4年3月 | 環境省 HP に掲載 |

(貸与資料)

第2-2条 本業務における貸与資料は次表のとおりとする。

| 貸与資料 | |
|------------------------------------|----|
| 国営施設応急対策事業 角田地区 環境配慮基本方針 | 1式 |
| 令和2年度国営施設応急対策事業角田地区江尻排水機場環境調査業務報告書 | |
| 令和3年度国営施設応急対策事業角田地区江尻排水機場環境調査業務報告書 | 1式 |
| その他監督職員が必要と認める資料 | 1式 |

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

- 第2-3条 第2-1条及び第2-2条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。
 - (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
 - (2) 参考図書は調査作業時点の最新版を用い、調査作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
 - (3)貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表とおりである。

なお、詳細は別紙-3【作業項目内訳表】で示すものとする。

| 作 業 項 目 | 数量 | 備考 |
|-----------------------|-----|----|
| I. 魚類、鳥類調査 | | |
| 1. 計画準備 | 1式 | |
| 2. 魚類調査 | 1 回 | |
| 3. 鳥類調査 | 1 回 | |
| 4. 調査結果とりまとめ | 1式 | |
| Ⅱ. 水質調査、アスベスト気中濃度測定調査 | | |
| 1. 計画準備 | 1式 | |
| 2. 水質調査 | 2 回 | |
| 3. アスベスト気中濃度測定調査 | 1 回 | |
| 4. 調査結果とりまとめ | 1式 | |

(作業の留意点)

- 第3-2条 作業の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりである。
 - (1) 各種調査の位置は、別紙-4に示す範囲内を考えており、これによらない場合は、監督職員と協議するものとする。
 - (2) 魚類、鳥類の調査実施時期は、7 月 \sim 10 月の間を考えており、これによらない場合は、監督職員と協議するものとする。

- (3) 水質調査の実施時期は、河川内工事の実施前(10月以前)と実施中(11月以降)とする。
- (4) アスベスト気中濃度測定は、江尻排水機場のディーゼルエンジン(1,000ps×2台、1,300ps×2台)からの排気を測定するものであり、エンジンの稼働は、施設管理者の協力が必要となるため、調査実施に当たっては、施設管理者と調整を図るものとする。
- (5) 水質分析、アスベスト気中濃度分析は資格者(環境計量士、環境分析測定士、作業環境測定士等)によるものとし、計量法にもとづく計量証明書または、同証明書相当の記載による分析結果報告書を提出するものとする。
- (6) 調査方法の変更や追加調査等が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。
- (7) 貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (8) 特に留意する点がある場合には、報告書に明記するものとする。
- (9) 受注者は、業務実施中に疑義を生じた場合は速やかに監督職員の指示を受けなければならない。
- (10) 受注者は業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を順守し、作業の安全を図らなければならない。
- (11) 江尻排水機場及び周辺で工事を実施している場合は、周囲に気を付けながら調査を実施するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手段階

第2回 調査方針作成段階

第3回 調査結果とりまとめ段階

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成 し、上記の打合せの都度、内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、別紙-2に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約 した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上 で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の 管理状況を報告しなければならない。

第5章 業務管理

(情報共有システム)

第5-1条

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共 有システムの対象業務である。
- (2) 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領(農林水産省 Web サイト参照)」によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第6章 成果物

(成果物)

- 第6-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作製し、次のものを提出しなければならない。
 - (1) 成果物の電子媒体(CD-RもしくはDVD-R)正1部、副2部の計3部を提出する。
 - (2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販ファイル綴じで可)
 - (3) 成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体(CD-RもしくはDVD-R)により別途1部提出するものとする。

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第6-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

宮城県角田市角田字中島下458

東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所 角田支所

第7章 契約変更

(契約変更)

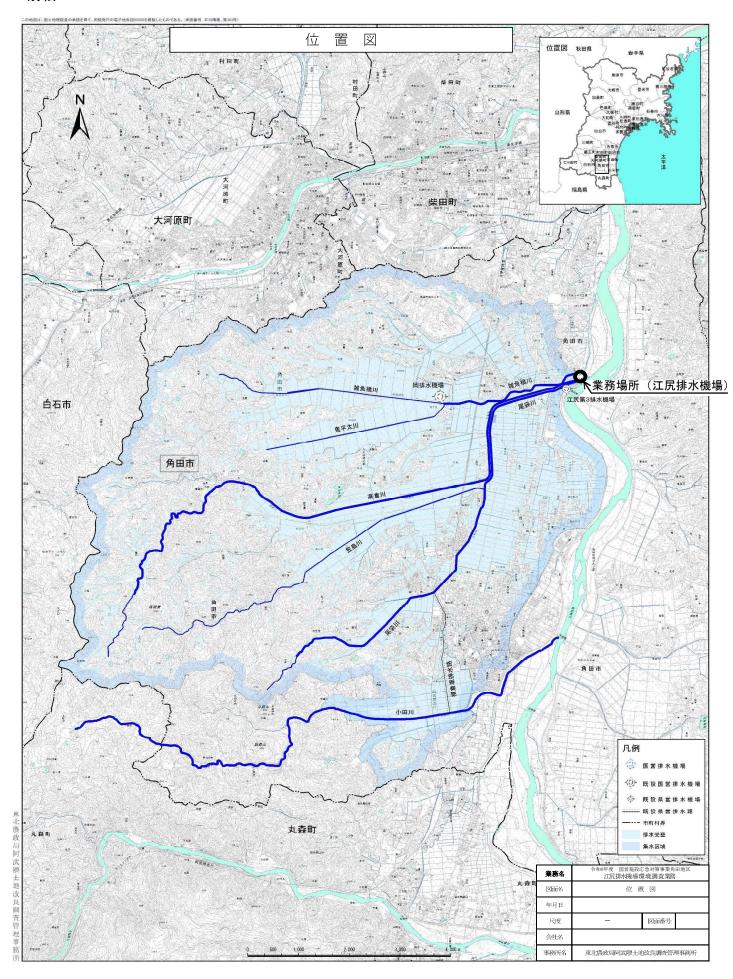
- 第7-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 第3-1条「作業項目及び数量」及び第3-2条「作業の留意点」に変更が生じた場合
 - (2) 第4-1条「打合せ」に変更が生じた場合
 - (3) 第6-1条「成果物」に変更が生じた場合
 - (4) 履行期間の変更が生じた場合
 - (5) 関係機関等対外的協議等により調査計画等に変更が生じた場合
 - (6) その他

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8-1条 この特別仕様書に定めなき事項又は、この業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙一1



別紙-2

(割合)

次の表の業務区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、測量を除く請負契約については、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、測量の請負契約にあっては、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

| 業種区分 | 1) | 2 | 3 | 4 |
|----------|---------|---------|----------|----------|
| 測量業務 | 直接測量費の額 | 測量調査費の額 | 諸経費の額に10 | _ |
| | | | 分の4.8を乗じ | |
| | | | て得た額 | |
| 建設コンサルタン | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | その他原価の額に | 一般管理費等の額 |
| ト業務(土木関係 | | | 10分の9を乗じ | に10分の4.8 |
| のもの)及び計量 | | | て得た額 | を乗じて得た額 |
| 証明 | | | | |

別紙-3

【作業項目内訳表】

I. 魚類、鳥類調査

| 項目 | 内容 | 数量 |
|--------------|------------------------------|----|
| 1. 計画準備 | 文献及び貸与資料の把握、及び現地踏査を基に調査時期、 | 1式 |
| | 調査位置、調査方法等を十分検討のうえ調査方針を決定す | |
| | る。 | |
| 2. 魚類調査 | 江尻排水機場の周辺に生息する魚類(底生生物含む※)を | 1回 |
| | 把握する。採補にあたっては、投網、タモ網、サデ網及び定 | |
| | 置網等を使用し、採補した魚類等の個体数を整理し、採捕し | |
| | た各生物種の最大個体の体長記録及び写真撮影を行うとと | |
| | もに、水温・水深、底質等の物理環境について調査票に整理 | |
| | する。なお調査範囲の詳細については発注者との協議により | |
| | 決定する。 | |
| 3. 鳥類調査 | 江尻排水機場及び周辺の工事で影響を受けることが想定さ | 1回 |
| | れる、水環境を利用する鳥類を中心に把握する。調査方法は | |
| | 定点センサス若しくはラインセンサスを想定している。なお | |
| | 調査範囲の詳細については発注者との協議により決定する。 | |
| | | |
| 4. 調査結果とりまとめ | 現地調査で確認された種の同定やリストの作成について | 1式 |
| | は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(最新版を用 | |
| | いる)を参考に整理し、とりまとめを行い、報告書を作成す | |
| | る。 | |

[※]底生生物については、魚類調査の際に一緒に採捕されたものを対象とすることを想定し、底生生物独自の 採捕行為は行わない。

Ⅱ. 水質調査、アスベスト気中濃度測定調査

| 項目 | 内容 | 数量 |
|----------|--------------------------------|----|
| 1. 計画準備 | 文献及び貸与資料を把握し、調査時期、調査位置、調査方 | 1式 |
| | 法等を十分検討のうえ調査方針を決定する。 | |
| 2. 水質調査 | | |
| (1) 現地調査 | 江尻排水機場下流1箇所において採水を行う。採水時の気 | 2回 |
| | 温、水温、写真、河川状況(水質、流況等水質に関連する事 | |
| | 項) について記録するものとする。 | |
| (2) 水質分析 | 採水について、以下の水質分析を行う。 | 1式 |
| | 水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、 | |
| | 浮遊物質量 (SS)、溶存酸素量 (DO) | |

| 項目 | 内容 | 数量 |
|--------------|-------------------------------|----|
| 3.アスベスト気中濃度測 | | |
| 定調査 | | |
| (1) 現地調査 | 参考資料 (アスベストモニタリングマニュアル) に準じて、 | 1回 |
| | 江尻排水機場建屋煙突付近、建屋灰出口付近(管理用通路)、 | |
| | 機場敷地(屋外)の3箇所でアスベスト気中濃度測定を行う。 | |
| | 測定方法:係数法 | |
| | 位相差、分散顕微鏡法に限る | |
| (2) アスベスト粉塵濃 | 3箇所で採取したアスベスト気中濃度測定試料について | 1回 |
| 度分析 | 分析を行う。 | |
| 4. 調査結果とりまとめ | 水質分析、アスベスト粉塵濃度分析の結果を整理し、とり | 1式 |
| | まとめを行い、報告書を作成する。 | |

